

建設工事等競争入札参加資格審査申請要領

(令和7・8年度)

—**県内**建設業者用—

山口県土木建築部監理課

- ◆この要領は、令和6年12月10日付け山口県告示第347号（以下「告示」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。
- ◆この要領は山口県内に主たる営業所を有する建設業者（**県内**建設業者）用です。
山口県外に主たる営業所を有する建設業者（県外建設業者）及び測量業者・土木関係建設コンサルタント業者・建築関係建設コンサルタント業者・地質業者・補償コンサルタント業者（測量、建設コンサルタント等業者）はそれぞれ「**県外**建設業者用」「**測量、建設コンサルタント等業者用**」をご覧ください。
- ◆令和5・6年度の申請様式・添付書類等から一部変更されていますので、この要領及び様式についてよく確認してから申請してください。

目 次

1 申請手順等	
(1) 資格審査	1
(2) 申請業種	1
(3) 申請資格	2
(4) 提出期間	2
(5) 提出先（お問い合わせ先）	3
(6) 提出方法及び注意事項	3
(7) 入札参加資格の通知等	4
(8) 提出書類・提示書類一覧表	5
(9) 提出書類・提示書類の作成・準備にあたって	7
(10) 入札参加資格審査申請総括表【第13号様式（その1）】 記入要領	13
2 変更届及び競争入札参加資格辞退申出書	
(1) 変更届について	18
(2) 競争入札参加資格辞退申出書について	18
3 その他	
(1) 共同企業体及び官公需適格組合の申請について	19
(2) 更生（再生）手続開始の決定を受けた者について	19
(3) 入札参加資格の承継について	19
4 Q & A	20
5 記入例	
・競争入札参加資格審査申請書【第1号様式（その1）】	21
・誓約書【第3号様式】	22
・職員数一覧表、別紙【第4号様式】	23
・暴力団排除に関する誓約書【第12号様式】	26
・入札参加資格申請総括表【第13号様式（その1）】	27

1 申請手順等

(1) 資格審査

山口県が令和7年度及び令和8年度に発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の一般競争入札または指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を「(4) 提出期間」の間に提出し、審査を受ける必要があります。

(2) 申請業種

以下のとおりです。

番号	業種名	番号	業種名
1	土木一式工事	16	ガラス工事
2	建築一式工事	17	塗装工事
3	大工工事	18	防水工事
4	左官工事	19	内装仕上工事
5	とび・土工・コンクリート工事	20	機械器具設置工事
6	石工事	21	熱絶縁工事
7	屋根工事	22	電気通信工事
8	電気工事	23	造園工事
9	管工事	24	さく井工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	25	建具工事
11	鋼構造物工事	26	水道施設工事
12	鉄筋工事	27	消防施設工事
13	舗装工事	28	清掃施設工事
14	しゅんせつ工事	29	解体工事
15	板金工事		

(3) 申請資格

以下のとおりです。(申請資格を満たさない者による申請は受け付けません。)

- 申請業種について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受け、建設業法第27条の2第3第1項の規定による経営事項審査を受けて（申請して）いる者
- 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行している者（届出の義務がない場合を除く。）
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- 山口県の入札参加資格の審査に係る申請において虚偽の記載をし、または重要な事実を記載しなかったこと等による資格の取消しを受けていない者（過去に虚偽の申請等により山口県の入札参加資格の取消しを受けた者で、資格審査の申請日時時点で当該取消しの日から2年を経過している場合を除く。）
- 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税並びに県税を滞納していない者

(4) 提出期間

下記の区分に応じた提出期間に提出してください。

区分	提出期間（土日祝日及び年末年始の閉庁日を除く。）
当初申請	令和7年1月9日（木）～令和7年1月31日（金）
追加申請	令和7年7月1日（火）～令和9年1月29日（金）

※受付時間は9：00～11：00及び13：00～16：00です。

※申請窓口が混んでいる場合は、お待ちいただくことがあります。

※提出期間以外の申請は一切受け付けません。

(5) 提出先（お問い合わせ先）

主たる営業所の所在地	土木建築事務所名	住所	電話番号
岩国市・和木町	岩国土木建築事務所	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1540
柳井市・周防大島町 上関町・田布施町 ・平生町	柳井土木建築事務所	柳井市南町3-9-3	0820-22-0396
下松市・光市・周南市	周南土木建築事務所	周南市毛利町2-38	0834-33-6471
防府市・山口市	防府土木建築事務所	令和7年1月6日以降 防府市寿町7-1 令和6年12月27日まで 防府市駅南町13-40	0835-22-3485
宇部市・山陽小野田市 ・美祢市	宇部土木建築事務所	宇部市琴芝町1-1-50	0836-21-7125
下関市	下関土木建築事務所	下関市貴船町3-2-1	083-223-7101
長門市	長門土木建築事務所	長門市東深川1875-1	0837-22-2920
萩市・阿武町	萩土木建築事務所	萩市江向河添沖田531-1	0838-22-0043

(6) 提出方法及び注意事項

① 提出方法

申請書の内容について熟知し責任のある方が「(5) 提出先（お問い合わせ先）」の主たる営業所の所在地を管轄する土木建築事務所に郵送又は持参してください。

※郵送の場合、提出期間末日までの消印があるものが有効です。（提出期間以外の申請は一切受け付けません。）

※配達証明等により、提出先への送達を確認できる方法で郵送して下さい。

※郵送送達時に受領証を発行しません。（配達証明書等を大切に保管してください。）

※返信用はがきや返信用封筒の同封による受領証等の送付は行いません。

② 提出部数

ア 郵送の場合

資格審査申請書等 2部 （正本1部 副本【写し】1部）

※提出するものとは別に、申請者控えとして提出するものと同じものを1部作成し、手元に保管してください。（申請者控えは提出の必要はありません。申請者控えを提出されても返送を行いません。）

イ 持参の場合

資格審査申請書等 2部 (正本1部 副本【写し】1部)

※提出するものとは別に、申請者控えとして提出するものと同じものを1部作成し、持参してください。

③ 注意事項

ア 資格審査申請書等の中で、写しを提出する場合は、複写機による鮮明なもので、サイズをA4とするものを提出してください。

イ 資格審査申請書等は「**(8) 提出書類・提示書類一覧表**」の番号の順に綴ってください。(ファイル等に綴じないでください。)

ウ 資格審査申請書等は日本語で作成し、外国語により記載された書類を添付する場合は訳文の付記または添付をしてください。

エ 記載内容に不備がある場合や必要な書類が添付されていない場合は、申請を受け付けないことがあります。

オ 建設業法第11条に定める変更等の届出を行っていない場合は、申請を受け付けないことがあります。

カ 記載内容について確認が必要な場合は、資格認定前後にかかわらず別途関係書類の提出を求めることがあります。

キ 測量、建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格申請を行う場合は、「申請要領(測量、建設コンサルタント等業者用)」を参照のうえ、**別途**申請してください。

ク 行政書士による代理申請の場合は、委任状(申請日以前3か月以内に作成されたものに限る。)を添付してください。委任状に係る記載事項は「建設業許可申請の手引き」(令和6年監理課作成)の37ページを参照してください。

ケ 資格の認定を受けても、必ず入札で指名されるわけではありません。

(7) 入札参加資格の通知等

① 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、申請者に通知します。

② 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において虚偽の記載をし、または重要な事実を記載しなかったこと等が判明した場合は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消を受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格の申請をすることができません。また、令和9年度以降についても、その取消の日から2年を経過する日までは、入札参加資格の申請及び入札

参加資格の認定を受けることができません。

③ 入札参加資格の有効期限

この資格が認定された日から、令和8年度末日とします。ただし、令和9年度においても、新たな等級区分が決定されるまでは引き続き有効とします。

なお、有効期間内であっても、認定された業種の建設業許可の取り消し等により許可がなくなった場合は、当該業種の入札参加資格は無効となります。

(8) 提出書類・提示書類一覧表

(次の表の各申請書や誓約書への押印は不要です。)

「(9) 提出書類・提示書類の作成・準備にあたって」を必ず確認した上で、提出・提示して下さい。次の表の資格審査申請書等において※のあるものは写し可です。

○…必ず提出するもの △…提出を省略できる場合があるもの
□…申請時に窓口で提示又は郵送するもの ×…提出しないもの

番号	資格審査申請書等 (※…写し可)	様式番号	申請者		省略できる場合
			法人	個人	
①	入札参加資格審査申請総括表	第13号 (その1)	○	○	
②	競争入札参加資格審査申請書	第1号 (その1)	○	○	
③	納税証明書(国税)※	—	○	○	
④	納税証明書(県税)※	—	○	○	
⑤	納税証明書(個人県民税)※	—	×	○	
⑥	商業登記簿謄本 ※	—	△	×	「入札参加資格審査申請総括表【第13号様式(その1)】」の「会社の合併の有無」欄に「2」と記入した場合
⑦	誓約書	第3号	×	○	
⑧	経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写し	—	○	○	
⑨	雇用保険、健康保険または厚生年金保険に加入している、または適用除外であることを証する書類の写し	—	△	△	添付する経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写しの「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」の加入状況が「加入」または「適用除外」である場合

番号	資格審査申請書等 (※…写し可)	様式番号	申請者		省略できる場合
⑩	直前3年の各事業年度における工事 施工金額	建設業法 様式	○	○	
⑪	職員数一覧表、別紙	第4号	○	○	
⑫	障害者雇用状況報告書(事業主控) の写し	—	△	△	法定雇用義務がない場合
⑬	一般事業主行動計画策定届の写し	—	△	△	届出を行っていない場合
⑭	やまぐち女性の活躍推進事業者登録 証の写し	—	△	△	登録を受けていない場合
⑮	やまぐち男女共同参画推進事業者認 証書の写し	—	△	△	認証を受けていない場合
⑯	やまぐち健康経営企業認定証の写し	—	△	△	認定を受けていない場合
⑰	誰もが活躍できるやまぐちの企業認 定証の写し	—	△	△	認定を受けていない場合
⑱	事業継続力強化計画の認定通知書の 写し	—	△	△	認定を受けていない場合
⑲	舗装施工管理技術者の資格者証等の 写し	—	△	△	舗装工事の申請をしない場 合、または舗装工事の申請を するが当該資格者がいない場 合
⑳	建設業労働災害防止協会加入証明書	第14号	△	△	建設業労働災害防止協会に加 入していない場合
㉑	暴力団排除に関する誓約書	第12号	○	○	
㉒	登録基幹技能者講習修了証又はレベ ル4技能者の能力評価(レベル判 定)結果通知書の写し	—	△	△	登録基幹技能者又はレベル4 技能者がいない場合
㉓	110円切手	—	○	○	
㉔	職員数一覧表【第4号様式】別紙に 記載された職員並びに常勤の役員及 び(9)⑪の事業主等のうち舗装施 工管理技術者に計上された者の常時 雇用等が確認できる書類	—	□	□	

上記の書類のうち、告示に添付書類として明記されているもの以外は、告示三(四)
19の「その他知事が特に必要があると認める書類」となります。

(9) 提出書類・提示書類の作成・準備にあたって

以下①～④を必ず確認した上で、作成・準備を行ってください。

① 入札参加資格審査申請総括表【第13号様式(その1)】

「(10) 入札参加資格審査申請総括表【第13号様式(その1)】記入要領」をご覧ください。

② 競争入札参加資格審査申請書【第1号様式】

- ・その1を使用してください。
- ・「受付番号」欄には、何も記入しないでください。
- ・「日付」欄には、提出日を記入してください。
- ・「住所」欄には、現在の住所を記入してください。(現在の住所が登記上の住所と異なる場合は、2段に分けて記入してください。)
- ・「許可を受けている建設業」欄には、許可を受けている建設業についてすべての業種を記入してください。(許可番号や許可年月日が複数ある場合はわかるように記入してください。)
- ・「入札参加を希望する業種」欄には、入札参加を希望する業種のみ記入してください。

③ 納税証明書(国税)

・法人の場合は「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について、個人の場合は「所得税」及び「消費税及び地方消費税」についての証明書を添付してください。

・証明内容は、「未納がないこと」または「納付すべき額及び納付済額」です。(例として法人の場合は、その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用などを請求してください。)

・証明者は税務署長です。

※消費税の免税事業者の場合は、「消費税及び地方消費税」についての証明は不要です。

※申請日以前3か月以内に証明されたものに限ります。

・広島国税局では、納税証明書の税務署への請求方法を、原則e-Tax(WEB版)を使用したオンライン請求としています。

オンライン請求の方法については以下の通りです。

① 電子証明書とe-TaxのIDを使用することでPDF形式の電子納税証明書を取得する方法

電子入札に使用する電子証明書を使用することで請求でき、来署することなくデータで取得した電子納税証明書をデータのまま添付または印刷(何枚でも可)して書面にて使用することが可能です。

※入札参加資格申請時に書面による提出が必要です。

② 電子証明書を使用せずe-TaxのIDを使用して事前に請求することで来署予定日に書面形式の納税証明書を取得する方法

e-TaxのIDと暗証番号(法人または申請される代理人の方の)のみを使用することで請求

でき、指定した来署予定日に待ち時間を短縮して受け取ることが可能です。

※入札参加資格申請時には書面による提出が必要です。

- ・納税証明書は、証明手数料として交付請求に400円（e-Taxで交付請求の場合370円）が必要です。
- ・納税証明書（電子納税証明書も含む）についての問合せは、最寄りの税務署にしてください。

国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続）

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

を参照してください。

④ 納税証明書（県税）

- ・全税目についての滞納がないことを証する証明書を添付してください。
- ・証明者は県税事務所長です。

※申請日以前3か月以内に証明されたものに限りです。

⑤ 納税証明書（個人県民税）

- ・「滞納がないこと」等を証する証明書（証明が年度ごとにされている場合は、申請日前2年度分）を添付してください。
- ・証明者は市町長です。

※申請日以前3か月以内に証明されたものに限りです。

⑥ 商業登記簿謄本

※申請日以前3か月以内に証明されたものに限りです。

⑦ 誓約書【第3号様式】

- ・「日付」欄は提出日を記入してください。
- ・「申請者住所」欄は、申請者本人の住所ではなく、個人事業を行っている住所を記入してください。

⑧ 経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写し

- ・令和5年6月9日以降の決算日を審査基準日とし、申請日時点で有効かつ最新のを添付してください。

※（4）の当初申請時に限り、申請中の総合評定値請求書の写し（土木建築事務所の受付印があるものに限る。以下同じ。）とすることも可能です。この場合は、総合評定値請求書及び別紙3の写しを添付してください。

⑨ 雇用保険、健康保険または厚生年金保険に加入している、または適用除外であることを証する書類の写し

- ・当該事実を証明する次の書類の写しを添付してください。
雇用保険…「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」等
健康保険、厚生年金保険…「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」等

⑩ 直前3年の各事業年度における工事施工金額【建設業法施行規則様式第3号】

- ・直近の経営事項審査に係る総合評定値請求書（直近の経営事項審査に係る総合評定値請求書を提出した後に業種追加の経営事項審査を受審した場合においては、当該業種追加に係る許可申請の申請書）に添付したものを提出してください。

※添付する「経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写し」に記載された審査基準日以前3年分について必要です。

※申請中の総合評定値請求書の写し（土木建築事務所の受付印があるものに限る）を添付する場合は、それに記入された審査基準日以前3年分について必要です。

⑪ 職員数一覧表【第4号様式】

- ・申請日時点の常勤職員（期間を定めることなく雇用されている者であって社会保険および雇用保険の被保険者である者等。パートタイマー及びアルバイト等短期雇用職員並びに雇用関係のない役員及び事業主等（事業主及び青色申告専従者をいう。以下同じ。）は除く。以下同じ。）について、営業所ごとに記入してください。
- ・別紙には、上記職員のうち山口県内にある営業所に所属する職員から順に、50人に達するまでその職員の氏名、生年月日等を記入してください。
- ・別紙の「若年の技術者又は技能労働者」欄は、その職員が申請日時点において29歳以下の技術者・技能者であって、かつ6か月以上前から継続的に雇用されている場合のみ、「○」を記入してください。なお、別記第4号様式記入要領2に関わらず、「若年の技術者又は技能労働者」が50人を超える場合においては、すべての人数を別紙に記入してください。「若年の技術者又は技能労働者」に「登録基幹技能者又はレベル4技能者」を加えた数が50人を超える場合においてもそのすべての人数を別紙に記入してください。
- ・別紙の「登録基幹技能者又はレベル4技能者」欄は、その職員が申請日時点において登録基幹技能者又はレベル4技能者であって、かつ6か月以上前から継続的に雇用されている場合のみ、「○」を記入してください。なお、別記第4号様式記入要領2に関わらず、「登録基幹技能者又はレベル4技能者」が50人を超える場合においては、すべての人数を別紙に記入してください。「登録基幹技能者又はレベル4技能者」に「若年の技術者又は技能労働者」を加えた数が50人を超える場合においてもそのすべての人数を別紙に記入してください。

⑫ 障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により1名以上の障害者を雇用する義務がある場合は、同法施行規則第8条の規定により申請日直前の6月1日現在で公共職業安定所長へ報告した報告書の写しを添付してください。

※建設業の場合、常時雇用する職員が50人以上の者は雇用義務が発生します。

《障害者雇用状況報告書についてのお問い合わせ先》
最寄りのハローワークまたは山口労働局

⑬ 一般事業主行動計画策定届の写し

- ・申請日時点で、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は同条第4項の規定により届出を行っており、申請日時点で計画期間中の場合は、同法施行規則第1条の規定により都道府県労働局長へ提出した一般事業主行動計画策定届の写しを添付してください。

《一般事業主行動計画策定届についてのお問い合わせ先》
山口労働局雇用均等室 TEL 083-995-0390
《一般事業主行動計画策定届についての相談窓口》
山口県経営者協会 TEL 083-922-0888
山口県中小企業団体中央会 TEL 083-922-2606

⑭ やまぐち女性の活躍推進事業者登録証の写し

- ・申請日時点で、やまぐち女性の活躍推進事業者の登録を受けており、申請日時点で登録が有効な場合は、当該登録証の写しを添付してください。

⑮ やまぐち男女共同参画推進事業者認証書の写し

- ・申請日時点で、やまぐち男女共同参画推進事業者の認証を受けており、申請日時点で認証が有効な場合は、当該認証書の写しを添付してください。

《やまぐち女性の活躍推進事業者及びやまぐち男女共同参画推進事業者についてのお問い合わせ先》
山口県環境生活部男女共同参画課
TEL 083-933-2630
URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/37/>

⑯ やまぐち健康経営企業認定証の写し

- ・申請日時点で、やまぐち健康経営企業の認定を受けており、申請日時点で認定が有効な場合は、当該認定証の写しを添付してください。

《やまぐち健康経営企業認定についてのお問い合わせ先》
山口県健康福祉部健康増進課
TEL 083-933-2940
URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/47/>

⑰ 誰もが活躍できるやまぐちの企業認定証の写し

- ・申請日時点で、誰もが活躍できるやまぐちの企業の認定を受けており、申請日時点で認定が有効な場合は、当該認定証の写しを添付してください。

《誰もが活躍できるやまぐちの企業についてのお問い合わせ先》
山口県産業労働部労働政策課
T E L 083-933-3221
U R L <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/>

⑱ 事業継続力強化計画の認定の写し

- ・申請日時点で、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条に規定する事業継続力強化計画（BCP）の企業の認定を受けており、申請日時点で認定が有効な場合は、当該認定通知書の写しを添付してください。

《事業継続力強化計画についてのお問い合わせ先》
中国経済産業局中小企業課
T E L 082-224-5653

⑲ 舗装施工管理技術者の資格者証等の写し

- ・舗装工事を申請する場合のみ、申請日時点で在籍する常勤職員（常勤の役員及び事業主等を含む。）のうち（一社）日本道路建設業協会が実施する1級及び2級舗装施工管理技術者資格試験に申請日時点で合格している者であり、かつ資格者証を有する者の資格者証の写しを添付してください。

※申請日の属する年度の資格試験に合格し、登録申請中の者にあつては合格通知書の写しを添付してください。

※該当する技術者がいない場合でも、舗装工事の申請は可能です。

《舗装施工管理技術者についてのお問い合わせ先》
（一社）日本道路建設業協会 T E L 03-3537-3056

⑳ 建設業労働災害防止協会加入証明書【第14号様式】

- ・申請日時点で建設業労働災害防止協会に加入している場合は、証明された加入証明書を添付してください。

《建設業労働災害防止協会についてのお問い合わせ先》
建設業労働災害防止協会山口県支部 T E L 083-924-3743

㉑ 暴力団排除に関する誓約書【第12号様式】

- ・「日付」欄には、提出日を記入してください。
- ・申請者が法人の場合、「申請者住所」欄には、現在の住所を記入してください。（現在の住所が登記上の住所と異なる場合は、2段に分けて記入してください。）
- ・申請者が個人の場合、「申請者住所」欄は、申請者本人の住所ではなく、個人事業を行っている住所を記入してください。

- ②② 登録基幹技能者講習修了証又はレベル4技能者の能力評価（レベル判定）結果通知書の写し
- ・職員数一覧表【第4号様式】別紙で「登録基幹技能者又はレベル4技能者」欄に「○」を記入した職員について、登録基幹技能者講習修了証又はレベル4技能者の能力評価（レベル判定）結果通知書の写しを添付してください。
- ②③ 110円切手
- ・資格審査結果を通知する際に使用しますので、忘れずに添付してください。
- ②④ 職員数一覧表【第4号様式】別紙に記載された職員並びに常勤の役員及び事業主等のうち舗装施工管理技術者に計上された者の常時雇用等が確認できる書類
- ・職員数一覧表【第4号様式】別紙に記載された職員並びに、常勤の役員及び事業主等のうち舗装施行管理技術者に計上された者は「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（事業所名の記載のあるもの）」雇用保険事業所別被保険者台帳等（ない場合は代わりとなる資料）のいずれかを掲示してください。
 - ・若年の技術者又は技能労働者、登録基幹技能者若しくはレベル4技能者については上記に加え「給与（賃金）台帳（6か月分）」を提示してください。

(10) 入札参加資格審査申請総括表【第13号様式(その1)】記入要領

- ①その1(県内建設業者用)を使用してください。
- ②「行政庁記入欄」には何も記入しないでください。
- ③手書き又はパソコンどちらでも構いませんが文字は楷書で記入してください。
- ④右上の「申請者名」「電話番号」欄には、それぞれ申請者の商号又は名称及び電話番号を記入してください。
- ⑤ で表示された枠内に記入する場合には、丁寧に、かつ、枠からはみ出さないように記入してください。
- ⑥「ファックス番号」欄には、ファックス番号を左づめで記入してください。
例 083-925-8862

083	-	925	-	8862
-----	---	-----	---	------
- ⑦「経営事項審査申請時、大臣知事コード・許可番号」欄には、経営事項審査申請時の建設業許可に係る大臣知事コード(国土交通大臣許可は「00」、山口県知事許可は「35」)及び許可番号を記入してください。
例 山口県知事許可(般-4)第000001号

35	000001
----	--------
- ⑧「許可年月日」欄には、入札申請業種の許可年月日を記入してください。(許可年月日が複数ある場合は、有効期間内で最も古い許可年月日を記入してください。)
例 令和4年5月3日

04	05	03
----	----	----
- ⑨「審査基準日」欄には、添付する経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写しに記載された審査基準日を記入してください。
※申請中の総合評定値請求書の写し(土木建築事務所の受付印があるものに限る。)を添付する場合は、それに記入された審査基準日を記入してください。
例 令和6年3月31日

06	03	31
----	----	----
- ⑩「建設業労働災害防止協会の加入の有無」欄には、申請日時点で建設業労働災害防止協会に加入している場合は「1」、加入していない場合は「2」と記入してください。
※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。

- ⑪「職員数」欄には、申請日時点の常勤職員（(9)提出書類・提示書類の作成・準備にあたっての⑪の定義を参照）の人数を右づめで記入してください。

※職員数一覧表【第4号様式】の計の項の合計(①+②)の欄に記載した職員数と整合性がとれていることを確認してください。

例 職員数 11人(最大99,999人)

- ⑫「県内営業所職員数」欄には、⑩「職員数」欄に計上された職員のうち、山口県内の営業所に所属する職員の人数を右づめで記入してください。

※職員数一覧表【第4号様式】の計の項の小計①の欄に記載した職員数と整合性がとれていることを確認してください。

例 県内営業所職員数 11人(最大99,999人)

- ⑬「技術者・技能者数」欄には、⑪「職員数」欄に計上された職員のうち、技術者・技能者数(=「職員数一覧表【第4号様式】」の県内建設業者の項の合計(①+②)の欄の人数の合計)を右づめで記入してください。

例 技術者・技能者数 10人(最大99,999人)

- ⑭「若年技術者・技能者数」欄には、⑪「職員数」欄に計上された職員のうち、29歳以下の技術者・技能者であって、かつ申請日の6か月以上前から継続的に雇用されている者の人数を右づめで記入してください。

※職員数一覧表【第4号様式】別紙に○を記載した若年の技術者又は技能労働者数と整合性がとれていることを確認してください。

例 若年技術者・技能者数 3人(最大99,999人)

- ⑮「登録基幹技能者数又はレベル4技能者」欄には、⑩「職員数」欄に計上された職員のうち、申請日より6か月以上前から継続的に雇用されている登録基幹技能者又はレベル4技能者の人数を右づめで記入してください。

※職員数一覧表【第4号様式】別紙に○を記載した登録基幹技能者又はレベル4技能者数と整合性がとれていることを確認してください。

例 登録基幹技能者数又はレベル4技能者 3人(最大99,999人)

- ⑯「入札参加の有無」欄には、入札参加を希望する業種についてのみ「1」と記入してください。

※入札参加を希望しない業種には何も記入しないでください。

- ⑰「審査基準日以前2か年間の年間平均公共工事元請完成工事高（千円）」欄には、入札参加を申請する業種についてのみ官公庁から直接請負った工事の2か年間の平均完成工事高を右づめで記入してください。（千円未満切捨て）

※添付する「直前3年の各事業年度における工事施工金額」から計算し、記入してください。

※経営事項審査において受審しない業種の完成工事高を内容に応じ一式工事等に合算した場合（積み上げ）であっても、当該欄には合算せず許可業種ごとに記入してください。

※申請しない業種については何も記入しないでください。

※申請する業種で実績がない場合は、「0」と記入してください。（空欄不可）

例 完成工事高 300,000千円（最大9,999,999,999千円）

300000

- ⑱「山口県優良建設工事表彰」欄には、申請日の属する年度の直前2年度において山口県優良建設工事表彰を受けている場合のみ、表彰に係る申請業種について「1」と記入してください。

※表彰を受けていない場合は何も記入しないでください。

申請時期	直前2年度
当初申請（令和7年1月）	令和4・5年度
追加申請（令和7年7月～令和8年3月）	令和5・6年度
追加申請（令和8年4月～令和9年1月）	令和6・7年度

- ⑲「舗装施工管理技術者数（人）」欄には、舗装工事を申請する場合のみ、常勤職員（常勤の役員及び事業主等を含む。）が申請日時点で1級及び2級舗装施工管理技術者である者の人数を記入してください。

※添付する「舗装施工管理技術者の資格者証（申請日の属する年度の資格試験に合格し、登録申請中である者にあつては合格通知書）の写し」の枚数と一致させてください。

※同一人が1級及び2級の資格を有している場合は、1級の技術者としてのみ計上してください。

※舗装工事を申請する場合で該当する技術者がいない場合は、「0」を記入してください。（空欄不可）

※舗装工事を申請しない場合は何も記入しないでください。

例 1級 3人 2級 10人

3	10
---	----

⑳「CATV技術者数（人）」欄には、電気通信工事を申請する場合のみ、⑩「職員数」欄に計上された職員のうち、申請日時点でそれぞれの資格を取得している者の人数を記入してください。

※同一人がそれぞれの資格を複数取得している場合は、最上位の資格の技術者としてのみ計上してください。

(資格の順位) ①CATV総合監理技術者	②第1級CATV技術者
③CATVエキスパート（受信調査）	
④第2級CATV技術者	

※電気通信工事を申請する場合で該当する技術者がいない場合は、「0」を記入してください。（空欄不可）

※電気通信工事を申請しない場合は何も記入しないでください。

例 CATV総合監理技術者 2人 第1級CATV技術者 2人
CATVエキスパート（受信調査） 1人 第2級CATV技術者 3人

4	1	3
---	---	---

㉑「障害者の法定雇用義務の有無」欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により障害者を1名以上雇用する義務のある者（建設業の場合、常時雇用する労働者が50人以上の者）で雇用義務を達成している者は「1」、雇用義務を達成していない者は「2」、雇用義務のない者は「3」と記入してください。（雇用義務の有無は、申請日直前の6月1日現在で判断してください。）

※「1」「2」「3」のどれかを必ず記入してください。

㉒「会社の合併の有無」欄には、申請者が法人の場合で、申請日の属する年度の直前4年度の間に会社の合併（建設業の許可を有する者同士の合併に限ります。）を行った場合は「1」、行っていない場合及び申請者が個人の場合は「2」と記入してください。

※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。

※「1」と記入した場合は、「合併年月日」欄に記入してください。

申請時期	直前4年度
当初申請（令和7年1月）	令和2～5年度
追加申請（令和7年7月～令和8年3月）	令和3～6年度
追加申請（令和8年4月～令和9年1月）	令和4～7年度

※申請日以前に「山口県建設工事等競争入札参加資格の承継承認審査取扱要領 6企業合併による特例」により入札参加資格における等級区分の再認定を受けた場合は、申請日の属する年度及び直前2年度の間に会社の合併（建設業の許可を有する者同士の合併に限る。）を行った場合のみ「1」、行っていない場合は「2」と記入してください。

申請時期	申請日の属する年度 及び直前2年度
当初申請（令和7年1月）	令和4～6年度
追加申請（令和7年7月～令和8年3月）	令和5～7年度
追加申請（令和8年4月～令和9年1月）	令和6～8年度

⑳ 「一般事業主行動計画策定の届出又はやまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無」欄には、申請日時点で次世代育成支援対策推進法第12条第1項又は同条第4項の規定による届出を行っており、申請日時点で計画期間中である場合又は申請日時点でやまぐち女性活躍推進事業者の登録を受けており、申請日時点で登録が有効な場合は「1」、計画期間以外及び行っていない場合並びに登録が無効な場合及び受けていない場合は「2」と記入してください。

※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。

㉑ 「やまぐち男女共同参画推進事業者の認証の有無」欄には、申請日時点でやまぐち男女共同参画推進事業者の認証を受けており、申請日時点で認証が有効な場合は「1」、認証が無効な場合及び受けていない場合は「2」と記入してください。

※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。

㉒ 「やまぐち健康経営企業認定の有無」欄には、申請日時点でやまぐち健康経営企業認定の認定を受けており、申請日時点で認定が有効な場合は「1」、認定が無効な場合及び受けていない場合は「2」と記入してください。

※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。

㉓ 「誰もが活躍できるやまぐちの企業認定の有無」欄には、申請日時点で誰もが活躍できるやまぐちの企業認定の認定を受けており、申請日時点で認定が有効な場合は「1」、認定が無効な場合及び受けていない場合は「2」と記入してください。

※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。

㉔ 「事業継続力強化計画の認定の有無」欄には、申請日時点で事業継続力強化計画の認定の認定を受けており、申請日時点で認定が有効な場合は「1」、認定が無効な場合及び受けていない場合は「2」と記入してください。

※「1」か「2」のどちらかを必ず記入してください。

2 変更届及び競争入札参加資格辞退申出書

(1) 変更届について

入札参加資格の認定後、「ファックス番号の変更」に該当した場合は競争入札参加資格審査事項等変更届【第8号様式】に必要事項を記入の上、提出してください。

※商号又は名称や代表者等の変更に係る変更届の提出は不要です。(ただし、建設業の許可に係る変更届を管轄の土木建築事務所に提出する必要があります。)

《提出先》 管轄の土木建築事務所 (郵送又は持参)

《提出部数》 2部 (正本1部 副本【写し】1部)

(2) 競争入札参加資格辞退申出書について

入札参加資格の認定後、「競争入札参加資格の辞退(建設業の許可の廃業を伴わない場合に限る。)」をしようとする場合は、競争入札参加資格辞退申出書【第9号様式】に必要事項を記入の上、提出してください。

《提出先》 管轄の土木建築事務所 (郵送又は持参)

《提出部数》 2部 (正本1部 副本【写し】1部)

3 その他

(1) 共同企業体及び官公需適格組合の申請について

共同企業体又は官公需適格組合が資格審査を申請する場合の申請方法は次のとおりです。

なお、申請する前にあらかじめ共同企業体にあつては各発注機関と、官公需適格組合にあつては土木建築部監理課建設業班と手続方法等についてご相談ください。

区分	共同企業体	官公需適格組合
提出時期	別途指定	随時
提出先	別途指定	土木建築部監理課建設業班
申請書の様式	第7号様式	第8号様式

(2) 更生（再生）手続開始の決定を受けた者について

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定が行われた者については、当該更正（再生）手続開始の日を審査基準日として入札参加資格の審査を行います。

※資格認定後に上記決定が行われた場合は、「競争入札参加資格再審査申請書」

【第7号様式】により、資格の再認定を申し出る必要があります。

（詳細は「1 申請手順等（5）提出先（お問い合わせ先）」までお尋ねください。）

(3) 入札参加資格の承継について

資格の認定後、法人成や代替わり、合併等により入札参加資格を承継することを希望する承継人は、承継を希望する業種に係る建設業の許可を受けた後、速やかに「競争入札参加資格承継承認申請書」【第10号様式】に必要資料を添付して提出してください。

※承継承認申請書が提出されないときは、資格を承継することができませんので注意してください。

（詳細は「1 申請手順等（5）提出先（お問い合わせ先）」までお尋ねください。）

4 Q & A

- 現在、健康保険等に未加入のため、加入したのちに入札参加資格申請を行おうと思いますが、申請期間中に手続きが完了するでしょうか。
- ⇒「健康保険」「厚生年金保険」については最寄りの年金事務所に、「雇用保険」については最寄りの「ハローワーク」にお尋ねください。
- ※提出期間中に加入の手続きが完了しない場合は、申請は受け付けません。
- 県内建設業者及び県内測量業者等に係る別記第4号様式（職員数一覧表及び別紙）については、常時雇用されている者に加え取締役などの役員や事業主などを含めて記入できますか。
- ⇒「雇用」という要件を満たさない役員や事業主の場合は含めません。第4号様式の記入要領に「雇用されている者」とされていることにご留意ください。なお、雇用されている立場と取締役との立場を兼務している者については含めることができますが、雇用保険被保険者資格取得確認通知書などで雇用要件を満たすことを確認させていただきます。
- 上記の場合において、雇用要件を満たさない役員や事業主が舗装施工管理技術者であって第4号様式（職員数一覧表及び別紙）に記入できない者であるときは、総括表の舗装施工管理技術者数のカラムにも計上できないのでしょうか。
- ⇒計上することができます。別記第4号様式（職員数一覧表及び別紙）に記入できない者をこれらのカラムに計上する場合には別途計上された役員や事業主の方の常勤性の確認はさせていただきます。
- 申請後、新たな経営事項審査の結果が出ましたが、その総合評定値通知書の写しの提出は必要ですか。
- ⇒山口県では、新たな経営事項審査の結果に基づく格付け等の再認定は行いませんので、送付は不要です。（ただし、入札参加資格を有していても、経営事項審査の有効期限が切れた場合には、入札への参加や契約の締結ができませんのでご注意ください。）
- 建設工事と測量、建設コンサルタント等の入札参加資格申請を両方とも行っていますが、住所の変更等に係る変更届の提出はどうすればいいですか。
- ⇒建設工事に係る令和7・8年度年度入札参加資格については「ファックス番号の変更」以外の項目についての変更届の提出は不要ですが、測量、建設コンサルタント等については「ファックス番号の変更」以外の項目についても変更届の提出が必要です。（詳細は「令和7・8年度入札参加資格申請要領（測量、建設コンサルタント等業者用）」をご確認ください。）
- 令和5・6年度の入札参加資格の認定を受けており、令和7・8年度の入札参加資格の申請を行っていますが、「FAX番号の変更」「入札参加資格の取下げ（建設業の許可の廃業を伴わない場合のみ）」に該当した場合に提出する変更届は2部（正本1部 副本【写し】1部）でいいですか。
- ⇒そのとおりです。旧告示（令和5・6年度）の様式で提出してください。

5 記入例

別記

第1号様式 (その1)
(建設業者の場合)

何も記載しません

提出日を記載します

受付番号
←

競争入札参加資格審査申請書

現在の住所が登記上の住所と異なる場合は、2段に分けて記載します

令和 7 年 1 月 〇〇 日

山口県知事 様

申請者 住 所

(登記上) 山口県〇〇市〇〇〇-〇〇
(事実上) 山口県〇〇市〇〇-〇

許可を受けている建設業について、すべての業種を記載します(許可番号や許可年月日が複数ある場合は、分かるように記載します)

商号又は名称 株式会社〇〇建設

代表者氏名 代表取締役 山口 太郎

許可を受けている建設業	<p>国土交通大臣 山口県知事 許可 (般-4) 第 000001 号</p> <p>土木、建築、大工、とび・土工、電気、管、舗装、 機械器具設置 工事業</p> <p>令和4年5月3日 許可 令和5年11月3日 許可</p>
入札参加を希望する業種	<p>土木、建築、とび・土工、舗装、 機械器具設置 工事業</p>

入札参加を希望する業種のみ記載します

貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

提出日を記載します

誓約書

本様式は、申請者が個人事業主の場合のみ作成します

令和 7 年 1 月 〇〇 日

山 口 県 知 事 様

申請者本人の住所ではなく、個人事業を行っている住所を記載します

申請者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇-〇

氏 名 〇〇工務店 代表者 〇〇 〇〇

私は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

職 員 数 一 覧 表

営 業 所			技術関係職員の数			事務職員 の数	計
			県内建設業者		県内測量業者 等		
所在	名 称	その所在する市町村	建設業法第7条第2号イからハまで又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係職員			
県内	本店	〇〇市	5 人	3 人		1 人	9 人
	〇〇営業所	〇〇市	2 人	0 人		0 人	2 人
	申請日時点の職員数(期間を定めずに雇用されている者であって社会保険および雇用保険の被保険者である者等。パートタイマー及びアルバイト等短期雇用職員並びに雇用関係のない役員及び事業主等(事業主及び青色申告専従者)は除く。)について、営業所別に記載します。						
	小計①			7	3		1
県外							
	小計②						
合計 (①+②)			7	3		1	11

記入要領

- この表は、県内建設業者にあつては申請日において建設業に、県内測量業者等にあつては審査基準日において公共測量等に従事している職員(期間を定めずに常時雇用されている者に限る。)について営業所別に記入すること。
- 1に規定する職員のうち、県内に存する営業所に所属する職員から順次、50人に達するまでの職員の氏名、生年月日等を別紙に記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

営業所の名称	氏名	生年月日	職種	若年の技術者又は技能労働者	登録基幹技能者又はレベル4技能者	性別
本店	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	ア		○	男・ <input type="radio"/> 女
〃	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〃		○	<input type="radio"/> 男・女
〃	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〃			<input type="radio"/> 男・女
〃	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〃			<input type="radio"/> 男・女
〃	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〃			<input type="radio"/> 男・女
〃	〇〇 〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	イ	○		男・ <input type="radio"/> 女
〃	〇〇 〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〃	○		<input type="radio"/> 男・女
〃	〇〇 〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〃	○		男・女
〃	〇〇 〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日	ウ			男・ <input type="radio"/> 女
〇〇営業所	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	ア		○	<input type="radio"/> 男・女
〃	〇〇 〇〇	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〃			<input type="radio"/> 男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女

「若年の技術者又は技能労働者」「登録基幹技能者又はレベル4技能者」欄は、「職種」欄に「ア」または「イ」と記載した職員について該当する場合のみ、「○」を記載します

記入要領

- 「職種」欄は、次に定めるところにより記入すること。
 - 県内建設業者に係る建設業法第7条第2号イからハまで又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する技術関係職員については、「ア」と記入すること。
 - 県内建設業者に係る（1）に規定する技術関係職員以外の技術関係職員については、「イ」と記入すること。
 - 県内測量業者等に係る技術関係職員については、「ウ」と記入すること。
 - 事務職員については、「エ」と記入すること。
- 「若年の技術者又は技能労働者」欄は、県内建設業者に雇用されている者のうち、申請日において29歳以下であって6月以上前から継続的に雇用されているものについて○を記入すること。
- 「登録基幹技能者又はレベル4技能者」欄は、登録基幹技能者又はレベル4技能者であって、申請日において6月以上前から継続的に雇用されている者について○を記入すること。
- 「性別」欄は、該当するものを○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

営業所の名称	氏名	生年月日	職種	若年の技術者又は技能労働者	登録基幹技能者又はレベル4技能者	性別
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女
		年 月 日				男・女

記入要領

- 1 「職種」欄は、次に定めるところにより記入すること。
 - (1) 県内建設業者に係る建設業法第7条第2号イからハまで又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する技術関係職員については、「ア」と記入すること。
 - (2) 県内建設業者に係る(1)に規定する技術関係職員以外の技術関係職員については、「イ」と記入すること。
 - (3) 県内測量業者等に係る技術関係職員については、「ウ」と記入すること。
 - (4) 事務職員については、「エ」と記入すること。
 - 2 「若年の技術者又は技能労働者」欄は、県内建設業者に雇用されている者のうち、申請日において29歳以下であって6月以上前から継続的に雇用されているものについて○を記入すること。
 - 3 「登録基幹技能者又はレベル4技能者」欄は、登録基幹技能者又はレベル4技能者であって、申請日において6月以上前から継続的に雇用されている者について○を記入すること。
 - 4 「性別」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

暴力団排除に関する誓約書

提出日を記載します

令和7年1月〇〇日

山口県知事様

現在の住所が登記上の住所と異なる場合は、2段に分けて記載します

申請者 住所 →(登記上) 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇〇
 (事実上) 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇
 商号又は名称 株式会社〇〇建設
 代表者氏名 代表取締役 山口 太郎

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領措置基準第16号から第22号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第16号から第22号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領措置基準抜粋

(暴力団排除)

- 16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。
- 17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。
- 18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。
- 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 21 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。
- 22 県工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第16号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所（常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者」と、第16号中「有資格業者の経営に事実上参加している者」とあるのは「申請者の経営に事実上参加している者」と、第17号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第18号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第21号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

行政庁記入欄(記入しないこと。)

区分	新規…1	業 者 コ ー ド			
	修正…2	●	●	●	●
	削除…3	●	●	●	●

申請者名 (株)〇〇建設

電話番号 083-000-XXXX

ファックス番号

	-		-	
--	---	--	---	--

経営事項審査申請時

大臣 知事 コード	許 可 番 号
35	000001

許可年月日

年	月	日
04	05	03

審査基準日

年	月	日
06	03	31

建設業労働災害防止協会への加入の有無

1	有…1 (申請日時点の状況で記入) 無…2
---	--------------------------

職員数	県内営業所職員数
11	11

(申請日時点の状況で記入)

技術者・技能者数	若年技術者・技能者数	登録基幹技能者数又はレベル4技能者
10	3	3

(申請日時点の状況で記入)

申請…1

表彰有…1

業種	入札参加の有無	審査基準日以前2か年間の年間平均 公共工事元請完成工事高(千円)	山口県優良建設 工事表彰
土	1	21000	1
建	1	124500	
大			
左			
と	1	5000	
石			
屋			
電			
管			
タ			
鋼			
筋			
舗	1	30000	
しゅ			
板			
ガ			
塗			
防			
内			
機	1	5000	
絶			
通			
園			
井			
具			
水			
消			
清			
解	1	10000	

障害者の法定雇用義務の有無

1	有…1 (雇用義務達成) 有…2 (雇用義務未達成) 無…3
---	--------------------------------------

(申請日直前の6月1日の状況で記入)

事業継続力強化計画の認定の有無

1	有…1 無…2
---	------------

(申請日時点の状況で記入)

会社の合併の有無

2	有…1 無…2
---	------------

合併年月日

年 月 日

一般事業主行動計画策定の届出又はやまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無

1	有…1 無…2
---	------------

(申請日時点の状況で記入)

舗装施工管理技術者数(人)

1 級	2 級
3	10

(申請日時点の状況で記入)

やまぐち男女共同参画推進事業者の認証の有無

1	有…1 無…2
---	------------

(申請日時点の状況で記入)

やまぐち健康経営企業の認定の有無

1	有…1 無…2
---	------------

(申請日時点の状況で記入)

誰もが活躍できるやまぐちの企業認定の有無

2	有…1 無…2
---	------------

(申請日時点の状況で記入)

CATV技術者数(人)

CATV総合監理 技術者・第1級 CATV技術者	CATVエキス パート (受信調査)	第2級 CATV技術者

(申請日時点の状況で記入)

行政庁記入欄(記入しないこと。)

処理年月日

年	月	日